

令和3年度米価下落緊急対策資金利子補給規則をここに公布する。

令和3年12月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第71号

令和3年度米価下落緊急対策資金利子補給規則

(目的)

第1条 この規則は、令和3年産の米穀の価格の低下に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第4条第1項の規定により交付する交付金（以下「交付金」という。）が農業者に交付されるまでの間、農業経営に必要な経費として融資機関が農業者に対して貸し付ける資金（以下「米価下落緊急対策資金」という。）の融通を円滑にするため、県が融資機関に当該資金に係る利子補給（以下「利子補給」という。）を行うことにより、農業者の農業経営の維持安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 県内において農業を営む個人又は法人で、交付金の交付対象であるものをいう。
- (2) 融資機関 新岩手農業協同組合、岩手中央農業協同組合、花巻農業協同組合、岩手ふるさと農業協同組合及びいわて平泉農業協同組合をいう。

(利子補給の対象及び利子補給率)

第3条 利子補給は、次に掲げる貸付条件を満たす米価下落緊急対策資金を無利子で貸し付ける場合に行うものとする。

- (1) 貸付限度額 交付金の交付相当額の範囲内であると融資機関が認めた額
- (2) 貸付利率 年2.0パーセント以内
- (3) 償還期限 1年以内
- (4) 償還方法 一括償還

2 利子補給率は、年0.5パーセント以内とする。

(利子補給契約)

第4条 利子補給についての契約は、知事と融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第5条 前条の規定による契約に基づいて県が利子補給をする額は、貸付けの日から令和3年12月31日まで及び令和4年1月1日から同年7月31日までの各期間における米価下落緊急対策資金につき算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数で除して得た額とする。）に対し、第3条第2項に規定する利子補給率の割合で計算した額の合計額とする。

(利子補給期間)

第6条 第4条の規定による契約に基づいて利子補給をする期間は、貸付けの日から令和4年7月31日までとする。

(利子補給の承認申請)

第7条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、別に定める様式による米価下落緊急対策資金利子補給承認申請書に別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(利子補給の承認)

第8条 知事は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、別に定める様式による米価下落緊急対策資金利子補給承認書により利子補給の承認を行うものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第9条 知事は、米価下落緊急対策資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給を打ち切ることがある。

- (1) 米価下落緊急対策資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
- (3) 利子補給期間中に農業経営を中止し、又は廃止したとき。

2 知事は、融資機関がその責めに帰すべき事由によりこの規則又は第4条の規定による契約に違反したときは、利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(報告の徴収等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、融資機関に対して、利子補給に係る米価下落緊急対策資金の貸付けに関し報告を求め、又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることがある。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和3年10月26日以後に貸し付けられた米価下落緊急対策資金から適用する。
- 2 この規則は、令和4年7月31日限り、その効力を失う。